会 議 録（3）

発 言 者	発 言 内 容
	※ 委員発言が行われた部分のみ記述する。
議長	（1）地域包括支援センターの運営状況について、（2）地域密着型サービス事業者の運営状況等について、（3）地域包括支援センターにおける職員配置基準を緩和する省令改正について、（4）その他を議題とする。事務局から説明をお願いする。
高齢者支援課主査	議題（1）の前、地域包括支援センターの概要について説明。 （1）地域包括支援センターの運営状況について 資料1－1 令和6年度入間市包括支援センター運営方針 資料1－2 令和6年度入間市地域包括支援センター設置状況 資料1－3 令和6年度入間市地域包括支援センター事業に係る委託料の支出に関する運用基準 資料1－4 令和5年度入間市地域包括支援センターに関する決算について 資料1－5 令和5年度入間市地域包括支援センターの運営課題と規取り組みについて を用いて説明。
議長	事務局から説明があった。各委員のご質疑、ご意見をいただきたい。
宮澤委員	資料1－1に記載されている「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」について、いつから、何年ごとに実施するものなのか。
高齢者支援課主幹	ニーズ調査は3年ごとに実施している。令和4年度末に実施した調査とは令和5年の1・2月に実施したもので1500通配付し回答が1066通になった調査となっている。

発　言　者	発　言　内　容
宮澤委員	資料１－２について、誰が見ても理解できるよう資料を工夫して作成してほしい。例えば高齢化率とは何か分かるように「人口」にａ、「高齢者人口」にｂを置いて「高齢化率」にｂ/ａと表記する、高齢化率の最高と最低を太字にして見やすくするなどがあってもいいのではないか。入間市を９地区に分けて包括を設置しているがその根拠を説明してもいいのではないか。
高齢者支援課主査	今後の資料作成について参考にしたい。
東委員	包括の運営状況について事務局が課題に感じていることは何か。説明を聞いて包括職員の人手不足が課題に感じたがその認識でいいのか。また包括職員の実人数５２人は高齢者の人口に対して見合っているのか。
高齢者支援課主査	問題点について、今回はたくさんある課題の中のいくつかを抽出して説明させていただいている。人材の確保も課題ではあるがそれだけが特出した課題というわけではない。だが専門的な職員の確保にはかなり苦労をしているのは事実。二つめの質問については、入間市地域包括支援センターの人員配置基準上では適正な人員が配置されているが、実情的にそれが適正かどうかは具体的な数値を出せていないためお答えできない。
東委員	人件費、事業運営費の増額を行っても、それに対して法人が本当に給料を増額するのか、なおかつ人材の確保のために予算を割いてもその活動の内容がどうなっているのか把握できないと人数が変わらなかった場合また増額という流れになるのではないか。何かフィードバック的なものはあるのか。

発　言　者	発　　言　　内　　容
高齢者支援課主査	毎年決算報告レベルのフィードバックを各法人からもらっている。採用費など細かいところまでは把握していない部分もあるので今後はもう少しフィードバックの工夫が必要だと感じている。
介護保険課副主幹	（２）地域密着型サービス事業者の運営状況について 資料２－１　地域密着型サービスの概要 資料２－２　市内地域密着型サービスの指定状況および運営指導状況 を用いて説明。
高齢者支援課主幹	地域密着型サービスの整備状況ついて説明。
議長	事務局から説明があった。各委員のご質疑、ご意見をいただきたい。
宮澤委員	資料の２－２の運営指導状況について、指定有効期限がいつから始まっていつまでのものなのか、令和５年度・令和６年度空欄のところはいつ実施したのかなど分かりにくい点がある。また令和５年度に４か所で指導を実施したことが分かるがそうした指導の実施結果についても知りたかった。
介護保険課副主幹	現在の有効期限がいつになるのかなど、今回の意見を参考に次回以降の資料作成をしていきたい。運営指導の状況については次回以降ご報告する予定だった。人員基準や運営基準等、点検したことの結果を報告させていただきたい。
議長	運営指導の実施の根拠、対象の根拠がどうなっているか分からないからこのような質問が出たのではないか。何のためやるのか、今後どういったことを実施するのか分かりにくい。

発　言　者	発　　言　　内　　容
介護保険課副主幹	根拠は国のマニュアルであり、有効期限６年の間に一回は指導にいくよう規定されており、入間市では５年目６年目に行く計画を立てている。
議長	今年度一回目の会議で委員も変わっているため、根拠がないと把握しにくいところがある。今までこうやっていた、という報告だけでは納得いかない。
大澤委員	資料２－２地域密着型通所介護について、施設の指定には条件を満たしていれば特に制限はないのか。またデイサービスセンターサンタの森はこれまでの定員２５名の通所介護事業所から定員１８名の地域密着型に移行されたとあった。去年、地域密着型通所介護から１年もしないうちに通所介護事業所になった施設が一か所あったが、指定が変わった事情をお聞きしたい。
介護保険課副主幹	地域密着型通所介護の開設については一か月前に相談に来ていただいて申請を出し基準に合ってさえいれば指定をしている。 去年、地域密着型通所介護から通常規模に移行した事業所については元々、入間市で開設してみて人数が集まり軌道に乗り始めたら通所規模へ移行する予定だった。その逆にサンタの森は人数がなかなか集まらず人員基準をそろえておくのも困難であったため移行をした。
高齢者支援課主査	（３）地域包括支援センターにおける職員配置基準を緩和する省令改正について 資料３　地域包括支援センターにおける職員配置基準を緩和する省令改正の概要

発　言　者	発　　言　　内　　容
	を用いて説明。
小池委員	包括の職員は包括の業務とケアプランの作成の、二枚看板のようになっており業務量が年々増えているが、包括の３職種が持つケアプランの上限はあるのか。
高齢者支援課主査	運営方針において、３職種の職員が担当するケアプランの件数は一人あたり平均１５件以下になるよう努めると示しているが、現状は到底１５件には収まっていない。 市としては３職種が介護予防ケアマネジメント業務にひっ迫されないよう委託料を増額し、受託法人が包括支援センターに補助職員を配置しやすくする等の対応を行っている。
小池委員	一人当たり１５件以下に努めるというのは現実的ではない。３職種の方が働き続けていけるようケアプランの件数を制限する、業務の見直しを図るなど検討していただきたく思う。
高齢者支援課主査	件数制限についてはこの場で言及できないが、各包括や法人と意見交換しながら、業務負担軽減を図れるよう努めていきたい。
東委員	実際は何件あるのか。具体的な件数が分からないと問題の規模が分からず、具体的な議論ができないので今後、実際の人数を出してほしい。
宮澤委員	ケアプランを作成している人数を資料１－２の表に加えてみてはどうか。民間のケアマネジャーに委託できると聞いたがどういう状況なのか。

発　言　者	発　　言　　内　　容
高齢者支援課主査	各包括、民間の居宅介護支援事業所に委託しているケースはある。しかし、民間の事業所も包括と同様に人員不足等の問題を抱えており、受託していただけないケースが増えている。
宮澤委員	リアルタイムで居宅のケアマネや包括の職員が抱えている件数を把握できる状態にはなっているのか。
介護保険課副主幹	居宅介護支援事業所の空き状況は毎月統計をとっていてＨＰに公開しており、包括が委託先を探しやすくなるようにしている。
村上委員	包括がケアプランを作成し国保連に請求をする場合、その支援の数を市役所は確認できるのか。
高齢者支援課主査	国保連の請求レベルでは延べ人数とはなるが、市として数は把握している。
宮澤委員	支援にならないための介護予防の取組についてはどのようになっているのか。
高齢者支援課主査	民間企業等と連携しながら、認定を受けていない人でも参加できる介護予防教室を実施するなど、介護予防という観点での取組みは行っている。
議長	資料３の省令改正について、「地域包括支援センター運営協議会が認める場合には次のように緩和してもよい」というのは協議会が何か案を出したらそれを基に条例改正に向けて動くのか。

発　言　者	発　言　内　容
高齢者支援課主査	省令改正を議題に出させていただいたのは、市の条例改正に向けてこれから本協議会で協議していくという意味ではなく、市の条例は国の省令改正に則って改正する。今後、包括の職員配置状況により今回の改正内容を適用したい場合には、協議会にて承認を求めることとなる。 （４）その他 （特に意見なし） 以上で本日の議題を終了する。

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和6年　8月　29日

議　長　の　署　名　　江口哲郎